

令和2年第10回弥彦村議会（12月）定例会

議事日程（第4号）

令和2年12月14日（月曜日）午前10時開議

日程第1 議案第76号 弥彦村新型コロナウイルス感染症患者等の人権保護条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	渡邊富之	さん	2番	古川七郎	さん
3番	那須裕美子	さん	4番	丸山浩	さん
5番	板倉恵一	さん	6番	柏木文男	さん
7番	小熊正	さん	9番	本多隆峰	さん
10番	安達丈夫	さん			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	さん	副村長	廣瀬勝利	さん
教育長	林順一	さん	総務課長	山岸喜一	さん
防災室長	増田規	さん	税務課長	小森順一	さん
住民課長	伊藤和恵	さん	福祉保健課長	小林健仁	さん
農業振興課長	志田馨	さん	建設企業課長	丸山栄一	さん
教育課長	富田憲	さん	会計管理者	水沢正一	さん
公営競技事務所長	斎藤雄希	さん			

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	局長	笹岡正夫	書記	春日史子
-------	----	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

これより令和2年第10回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） それでは、日程第1、議案第76号 弥彦村新型コロナウイルス感染症患者等の人権保護条例の制定についてを議題といたします。

これより、提案者から提案説明を求めます。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和2年第10回弥彦村議会12月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第76号 弥彦村新型コロナウイルス感染症患者等の人権保護条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症患者等の人権を保護するため、村及び事業者の責務並びに村民の役割を明らかにすることにより、感染症患者等の人権侵害を未然に防止するとともに、人権侵害に対して適切な対応を行い、もって人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま追加提案されました議案第76号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

それでは、議案第76号についてご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

本多議員。

○9番（本多隆峰さん） このたびの条例につきましては、感染症患者等の人権の侵害を未然に防

ぐための条例であるとの趣旨説明が先般行われました。

当然このようなことはあってはならないと思いますが、万が一この条例により勧告、公表をしなければならぬ事例が生じた場合、村民の人権に関わる問題になることも考えられ、この運用については慎重を期す必要があると考える次第です。

この質問の1といたしまして、この条例を議決、成立した場合、議会においても議決責任があるという立場から勧告、公表を執行する場合には、事前に議長への報告、また、議会の承認を得ること等の文言を入れていただきたいのでありますけれども、それが現時点で可能かどうかお伺いしたいと思います。

質問の2といたしましては、多忙を極める村長が出張等で万が一感染症患者になった場合、この条例の執行は誰が行うのかという問題であります。

なかなか当事者が感染症患者になった場合、非常に適切で公正な判断ができるかどうかという問題も疑わしい訳ですし、できたといたしましても、他の方の言い分といいますか、いろんな批判も出る可能性もある訳ですので、この辺のところを公平を期すためにどのような考えでおられるのか、これらは後日規則等で示されるかと思っておりますけれども、どのようにお考えか、今のところの考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） おはようございます。ご質問ありがとうございます。

まず第一に、勧告、公表に至る手続のご質問でございます。

今現在、今回本会議での条例の議決を得た段階で、規則の制定の準備を、今、しております。その中で明記していこうと思っておりますが、勧告は、今現在の考え方といたしましては、村だけで決めるのではなく、勧告に及ぶような事態が出たときに第三者機関にお諮りをして勧告するという手続を取れるように、今検討しているところでございます。

今現在、第三者機関を、議会の皆様ということではなく、一応専門家の意見をお伺いできるような形を取っていきたいと思っておりますので、一応勧告に至る手続としては、第三者機関に図ると、そこでのご承認をいただいて、勧告を行うというふうな手続を今考えたいと思っております。

もう一つ、事前に議長さんを含めて、議会の皆さんにご説明ということですが、それはスピード感にもよると思うので、事前にご説明できるところはしていきたいと思っておりますけれども、一刻を争うような状況のときに、議会を招集してご説明してということになると、どうしてもスピード感に問題が出てきますので、その辺、すべからず今条例や規則に、議会への説明を大前提に、それを盛り込むということは今考えておりません。

ただ、そこは当然信頼関係、当局側と議会の皆さんと役場側の信頼関係も十分必要な事項だと思っておりますので、そこは最大限考慮しながら進めていきたいと考えております。

2番目の質問ですが、村長が患者となった場合、誰が行うかということでございます。

れども、村長が出席できなければ、副村長の私が責任を持ってやりたいと思っております。

ただ、権限自体を村長の代理としてきちんと立てる必要があるかどうかというのは、休まなければいけない期間にもよると思いますけれども、当然村長の権限の代行は副村長としても代決権を持っていますので、その中で、同じ手続の中で、第三者機関と相談し、議会の皆さんとも情報共有しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 規則は、議会の承認を得る必要がないという前提がありますけれども、私どもも、一応議会決議を得た内容ですので、ましてや村民の人権にも関係してきますので、できるだけ形で責任を、チェックするという立場といたしますか、適切にこれが運用されることを願っている訳ですので、何らか、第三者機関に少し議会の代表が入るとか、いろんな方法があるかと思っておりますので、その辺のところを考慮していただきたいと思っております。

村長が重病になった場合、副村長という話もあります。多分その時点ではもうクラスターか何かになっていまして、副村長自身もうまくいかない場合もあるかもしれません。そうなったときのことも私どもは考えて心配している訳ですので、その辺のところを、第三者機関等、ましてや弁護士さんもいる訳ですし、そういった方々の判断に委ねるということになるでしょうかね。

○議長（安達丈夫さん） 村長。

○村長（小林豊彦さん） 最初の提案でございますけれども、すべからく議会で議決いただくのは全て議会の皆さんも承認責任がある。今までもおありですよ。これからも、その件については、これが特別な案件ではなくて、同じものだと思っております。

ただし、皆さんが懸念されるようであれば、議会の代表を第三者機関にということは、全くやぶさかでは私はないというふうに思っておりますので、これから検討させていただきたいと思っております。

それから、私は確かに全国を飛び歩いていますので、可能性が一番強いと自分なりに思っていますけれども、それは規則の中で従来どおりの中で私が病に倒れたときは、副村長が代わりをする。副村長が病に倒れたとき、できないときは、教育長が。三役がまずやるということを当然だというふうに思っておりますし、三役とも、3人とも倒れるようなときは、この村もひっちゃかめっちゃかになっていきますので、そういうことのないように努めていきたいというふうに思います。

○議長（安達丈夫さん） 本多議員。

○9番（本多隆峰さん） 結構です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 先日の全員協議会の中でも話があったと思うんですが、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

今、話を別のほうから見た場合、今、弥彦村においていじめの問題というものは、今はないというようなことになっております。

世間では、いじめの問題は多々あります。そういう中では、村長もこの間の全員協議会の中でも話をされてきました。言う人は正義のつもりで言っているというような話がありました。私はそれも含めて、その人よりも、言う人は自分はそれよりも上に立っているんだよというような話をさせてもらったというふうに思っております。

そういう中で、心理の勉強をしている人ともいろいろな話をしました、今回の中で。そうしますと、それはいじめにもつながってきているのではないのかなというふうに私も思っているところであります。

そういう中で、実際に被害を受けた人の保護、それはどのような形で誰が行うのかというような形も考えられます。その辺についてお聞きをしたいんですが。

○議長（安達丈夫さん） 答弁を求めます。

廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。

実際に被害を受けられた方の保護ということですが、被害の内容によっても全く変わってくると思っております。まずは板倉議員ご指摘のとおり、今回の新型コロナウイルスの対応が、いじめにつながるような、これは子供たちだけではないですけれども、村民同士のそういうものにつながるないように、前回もお話ししましたけれども、よかれと思って、結果、誹謗中傷に、批判につながるようなことも起こり得るだろうということからすると、今回これの条例化をすることによって、はっきりとそのような個人を、かかった患者さん、ご家族、医療関係者、施設関係者等々、いろんなケースが考えられると思いますけれども、そういった方々を差別化したり、誹謗中傷したり、そういうことはよくないことだというメッセージをきちんと発していきたいというのが今回の本条例の一番大きな目的でございます。

併せて、村が責任持って、仮にそういう立場に置かれた村民の方がいらっしゃれば、村が前面に立ってバックボーンになってお守りするということを表示をするというのが、今回の条例の一番大事な部分だと思いますので、勧告をし、公表をするのが目的の条例ではございません。ただ、今まで村長の名前で広報ですとか、この議会の場で再三メッセージを発信してきたんですけれども、不安は拭い去れていないという状況で、その不安の払拭、安全・安心に暮らしていける村をつくるためにはどうしても必要だということでのこの条例でございます。

ご質問の、いざ被害が出たとき、誹謗されたときの保護は誰がするのかということになれば、人権の問題、あと、保健上の問題、刑法上の問題、いろんな問題がありますので、その時点、時点で対応はしていかなければいけませんので、今、どういうケースを想定して、誰が保護を行うかというのは申し上げづらいと思うんですけれども、その窓口には村が前面に立っていきたいと考えております。

ですので、当然ながら誹謗中傷も度を超えれば侮辱罪ですとか、名誉毀損罪とか、刑法上の犯

罪に及ぶことがあれば、そういった対応も出てくるのかもしれませんが、残念ながら親告罪でございますので、なかなか患者さん自ら一人ではできないということを考えれば、まずは寄り添って、患者の方、ご家族の方に村が寄り添って、いろんな手続、必要があれば進めていく、とにかくそういう意味で心のよりどころになることも含めて、村のほうでまずは対応していきたいというふうに考えております。

補足があればお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 私もそのように考えます。それで、いじめの問題に入らせていただくんですが、今、ちまたで子供たちがいじめをやっている、そのいじめるほうを別にいじめるためにやっているんじゃないかと、軽い気持ちで恐らくやられているというふうに思います。

では、それはどこから来ているのかというと、結局はその親御さんなり、周りの大人の方が中心になっているのではないのかなというふうに思います。子供はどうしても大人の後ろ姿を見ながら、親の後ろ姿を見ながらそういう発言をするというふうに私は思います。そういう部分でも今回のこの問題については、まず親という部分についても考えていかなければならない問題じゃないのかなというふうに私は思いますが、その辺どう思いますか。

○議長（安達丈夫さん） 廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） 今ほどのご質問ですけれども、いじめ全般のことになれば、教育長のほうから答えさせていただきたいと思っておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷に関する問題がいじめに発展した場合ということでお答えいたしますと、もちろん親御さんにも同様の共通認識を取っていただかなければならないと思っておりますし、ただ子供だけがかかるというよりは、もうそのご家族、場合によってはグループ、会社、いろんなグループ全体の問題になると思っておりますので、子供一人だけのいじめで終わるような問題にはなっていないのかなというふうには思っています。

そういう意味では、大人から子供まで区別なく村としては寄り添っていかなければならない問題だと思っておりますので、そのような問題に発展しないように努力は続けていきたいと思っております。

○議長（安達丈夫さん） 板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 私も是非そのような形の中で、子供たちのいじめも含めて今回のウイルス関係については取っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） そのほか質疑はありませんか。

丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） このたび上程されましたこの条例に関して、基本理念、人としてとか、道徳的という側面からして、非常に素晴らしい条例だとは思いますが、1点心配な部分が第8条の部分でございます。

先ほど副村長が答弁された、第三者機関の設置を今後規則で制定していくということでございます。その中で、その第三者機関のメンバーに議会のメンバーも入れることに対して、やぶさかではないということでございますが、専門家を考えているということですが、専門家とはいろいろな専門家がいらっしゃると思います。法律の専門家、感染症の専門家、人権の専門家等々いると思うんですけれども、これから検討ということでございますが、今現在でこういった専門家の方を第三者機関のメンバーとして考えているのかお聞かせください。

○議長（安達丈夫さん） 廣瀬副村長。

○副村長（廣瀬勝利さん） ありがとうございます。

今ほど、丸山議員がおっしゃられた、法律、あと医療、保健、あと人権、場合によっては、先ほど来出ています子供たちの問題があるのであれば、教育のほうもお声がけをしないとイケないかなと思っております。そこに加えて、先ほどの村長の答弁で、議会の皆さんからご協力いただけるのであれば、加えて大体5名ぐらいの方になると思うんですけれども、そのぐらいの規模で考えておりました。

規則化は非常にスピーディーに行いたいと思いますが、人選についてはあまりにもちょっと性急でしたので、時間をかけてきっちり調べてお願いをしてご了解いただかなければいけないと思いますので、当たっていきたいと思っておりますが、まずは規則の立ち上げをこの後進めたいと考えております。

○議長（安達丈夫さん） 丸山議員。

○4番（丸山 浩さん） 今回の条例、事、人権に関わる条例でございますので、運用に対しては非常に慎重に行っていただきたいと思っておりますし、規則に関しても、村民の人権が侵害されないようにと、また、勧告、公表等、第三者から見て公正、公平な判断ができるように規則のほうも詰めてつくっていただければと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁はいいですね。

ほかに質疑ありますか。質疑ありませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） ただいまの本多議員さん、板倉さん、丸山さん、議員が質問した内容を、私も全くごもつともだと思っております。

だがしかし、私もこの問題で、何人かからお聞きしたら、これはいいことだなと、村民からはそのように私は言われました。

確かに人権の問題であるこの問題、まずは、この条例がここまでいかないで済むことを願っております。ここの深いところまでいかないで。それは村長が初めのときに、抑止力ということを使いました、言っていただきましたので、私は、であるならば、私の考えはあくまでもこれを抑止力として使いたい、そのように私は、万が一の場合の、最悪の場合を皆様にみんな想定して、心配なさって、これはなった場合はこうしたほうが良いというような意見で、私もごもつともな

ことなんですけれども、できるならそこまで行かないで、抑止力ということで収まってくれるのが一番ありがたいと思います。

それで、これは行政だけではできる問題でもないし、また、その間、議員だけでもできる問題でもないし、地域も巻き込んで、そういう状態になったら、そういうものをやっていかないと、だから必要と思います。

私もし被害者になったら、私は皆さんの指導を受けながら、行動は私は前からそのように思っていました。そういう心構え、自分なりのシミュレーションを起こしておりましたけれども、こういう文面ができれば、なおかつ皆さんがそういう、何というか、こういう抑止力になって、こういうふうなのはやめようというような、私はそういう力が働くと思うんで、私は特にそのように希望します。

私は最後、今言われて心配されたことにならないことを私は願って、本当にそれだけにはならないように願っております。ならないで済むのが一番いいんですけれどもね。でも、この世の中、どうなるか分かりませんので、こういうものが私は必要だと思うんで、私はこういう文面は今言われたことも含めて賛成したいと思います。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ほかに。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 議員の皆さんからいろいろのご意見、ご提案をいただきました、人権を守ること、これは全ての人の人権を守るのは当然なんです。あえて条例まで制定をお願いしなければならぬというのは、一番弱い人の人権を守ることが最優先されるべきだというふうに思ったからです。

一番被害を受けるのは、人権を侵害された被害者、感染症の患者になった方が一番人権を阻害されるおそれがあるからです。自治体では決議とか、声明を出してやっています。だけど、それではなかなか一番感染された方、陽性になった方の人権を守れるところまでいっていないんじゃないかという不安は私も持っておりますし、住民の皆さんも持っている。その一番人権を侵害されやすい人、実際にされている人、これを守るためにあえて条例という強硬な手段を取らせていただきたいと思うからであります。

皆さんがおっしゃるように、人権を、非難、中傷する人の人権もあります。それはもちろんそのとおりです。それも尊重しながら、だけど今、私たちが考えなきゃいけないのは、感染症にかかった人の、一番弱い人の人権をまず守ること。それは何よりまして最優先されるべきだというふうに私は判断しました。

弥彦村議会としては、県では初めてです。かなりこれは皆さんが言われたように、基本的な人権、全ての人の人権をちゃんと守れるのかと、守っていかなくや駄目だと、それと抵触するんじゃないかという不安、懸念はあります。

だけど今、私たちが求められているのは、これから弥彦村村民の方で陽性患者、陽性の患者さ

んが出るかもしれない。そのときにまず守るという部分。安心して治療行為を受けられる、そういう環境をつくらなければということで、あえて皆さんからそういう議論が出てくるのは承知の上で、条例制定をお願いしておりますので、よくご理解、ご支援をいただきたいと思います。以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第76号についての質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

板倉議員。

○5番（板倉恵一さん） 私は賛成の部分で討論をしたいというふうに思いますが、この場でいいですか。

○議長（安達丈夫さん） ちょっと待ってください。

賛成の討論がありますが、反対の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） なしですので、板倉議員。失礼しました。

○5番（板倉恵一さん） いいですかね。先日も私は、今日、事前に討論の内容を全然考えておりませんでした。

というのは、今ほどの質疑等の反論のというか、あの中で、状況の中で討論をして、話も応援したいなというふうに思いましたんで、急遽、話をさせていただきたいと思います。

先日、全員協議会の中でも、PCR検査について、例えば陽性の者が出たらどうするのかと。それを村としてどのような発表の仕方をするのかということで質問をいたしました。それも併せながら、そこの中で、ただ話が出ました、皆さん気をつけてくださいね、というような話だけでは私は終わらないと思いますが、そういう中では、今回のこの条例はとても大切であり、必要な部分ではないのかなと。それをフォローするためにも、今回の条例は必要ではないのかなというふうに思うのが1点。

もう一つは、今ほど私のほうも質問しました、いじめの関係であります。親がなった、それから子供が罹患した、という部分についても親も同じような形でいじめの問題に入ってくる。子供も同じようにいじめの問題に入ってくるという部分については、ある程度の抑止力としては、今回の、特に8条なんですけど、その部分についても抑止力になるのではないのかなというふうに思います。

そういう中では、村長の言われた、一番弱い人の人権を守るのが村の役場だというのに対しては私も本当に同感であります。そういう部分では、今回の条例については私は賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第76号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、議案第76号は可決することに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、12月18日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時30分)